

学校法人松山大学と松山市との連携に関する協定書

学校法人松山大学（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、より一層、地域の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密に連携協力し、多様化・高度化する地域の課題に迅速かつ適切に対応することにより、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 産業の活性化に関すること。
- (2) 地域文化の振興・発展に関すること。
- (3) 人材の交流と育成に関すること。
- (4) 環境の諸問題に関すること。
- (5) 教育の振興に関すること。
- (6) その他連携・協力が必要な事項に関すること。

（連携推進会議）

第3条 甲及び乙の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、連携推進会議を置く。
2 連携推進会議の組織及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による連携協力により相手方から提供された情報（文章、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏えいし、又は第1条に規定する目的以外の目的で利用してはならない。

（返還等）

第5条 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料等について、破棄その他の方法により再利用ができないように処分しなければならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成22年 6 月15日

愛媛県松山市文京町4番地2

甲 学校法人松山大学

理事長

森 本 三 義



愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

乙 松 山 市

市 長

中 村 将 広

